

10. 各種相談窓口

(1) ハラスメント等被害

ハラスメントとは、他の人に対し、不快感、嫌悪感、不安感、屈辱感等の精神的不利益を生じさせ、教育研究環境や職場環境を悪化させるあらゆる不適切な言動を指します。相手の言動に「いやだ!」と感じたらハラスメント委員会に相談してください。また、ハラスメント委員会では、ハラスメント行為だけでなく、性暴力を含むあらゆる暴力行為、侮辱行為、権利の侵害に対応します。ハラスメント委員会では相談の秘密は厳守します。

相談を希望する学生は、学部の教員を通じてハラスメント委員会への相談を依頼するまたは、別記の悩み相談BOXへの投書、悩み相談ダイヤルへの電話（匿名可）、悩み相談メールへメールで相談、いずれかの方法によって、相談を申し込んでください。

(2) 女性被害相談窓口

本学は大阪府内の大学と大阪府警察が連携し、性犯罪被害の減少に向けて防犯対策に取り組む「防犯キャンパスネットワーク大阪」に参加しています。女性の皆さんを守るために、女性被害相談窓口を設けていますので、もし、何らかの被害に遭って、困ったり、悩んだりしている場合は、下記まで連絡をしてください。

- ・女性職員が相談を受けます。
- ・あなたの意志を尊重し、秘密を守ります。
- ・相談は面接、電話、メール等どのような方法でも可能です。

連絡先 TEL06-6385-8010 メール : joseisoudan@yamato-u.ac.jp

(3) 健康相談

体調不良で休養したいとき、健康について相談したいとき、保健室を利用してください。保健室は管理棟1階にあります。利用する場合は、事務局学生窓口で担当職員に申し出てください。必要に応じて、保健医療学部の先生や校医に相談することもできます。

(4) 奨学金等経済支援

令和2年度から「高等教育の修学支援新制度」が始まりました。しかし、この制度を利用してもなお、経済的な不安が残る学生や、家計の状況が急変した場合などには、事務局学生窓口を訪ねてください。国の教育ローンや民間の各種ローン制度について紹介します。

(5) 学修支援センター

大学の授業の内容が全く分からない、資格を取るためにどんな勉強をしたらいいのかわからない。そんなときは管理棟2階の学修支援センターでセンターの専属教員が親身に相談に乗ります。学修支援センターは、キャリアセンター内に設置しています。

(6) キャリアセンター

大学卒業後に社会に出るためにキャリアセンターでは就職と業界、企業に関する、あらゆる情報を揃えています。進路の相談等は基本的に、学部の担任の先生が対応することとなっていますが、採用試験の情報や企業の情報に関してはキャリアセンターで対応します。また、自分自身の強みと弱み、就職試験のこと、資格のこと、公務員試験のこと、...ベテランの指導員が1人1人の就職活動と就職試験に関するあらゆる悩みにお応えします。

(7) 遺失物

- ・すべて事務室「遺失物受付」に届けてください
- ・ただし、拾得した場所の近くに学部教職員室がある場合はそちらでも結構です
- ・拾得物は事務室横のガラスケースを確認してください
- ・ガラスケースにあれば事務室「遺失物受付」に申し出て受け取ってください
- ・ガラスケースに無い場合は、事務室の「遺失物受付」に落とした日時・場所・物品特徴、氏名・連絡先などを伝えて、後日の連絡を待ってください

- ・傘、衣類、ハンカチ、マフラー、帽子、靴、その他の衣類・ペン、筆箱、ノート、本、書類、その他の文具品類は 2 週間程度、時計、携帯電話、イヤフォン、鍵、その他高価な物品は 3 ヶ月程度保管の後、処分します
- ・特別な貴重品等については事務室内で保管している場合もありますので、「遺失物受付」で確認してください
- ・アリーナ・体育館・多目的体育館の落とし物は体育科に申し出てください

≪悩み事があったら一人で悩まず、まず相談！≫

○悩み相談 BOX :

管理棟 2 階キャリアセンター前ロビーに設置してあります。(匿名可)

○悩み相談ダイヤル (専用番号) : 06-6155-8027

○悩み相談メール (専用アドレス) : nayamisoudan@yamato-u.ac.jp

(8) 合理的配慮

①趣旨

本ガイドラインは、大和大学（以下「本学」という。）における障がいのある学生（以下「障がい学生」という。）に対する修学上の合理的配慮の提供に関し、障がい学生支援に関する基本理念等を広く教職員に周知し、円滑な運用を行うために必要な事項を定めるものとする。

②障がい学生の定義+

本ガイドラインにおいて、「障がい学生」とは、本学で修学する学生のうち、6週間以上継続して心身の機能に障害があって日常生活又は社会生活に相当の制限を受ける状態にあり、障害者手帳や医師の診断書等の根拠資料を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が本学の合理的配慮検討会において認められた者とする。

③合理的配慮の申請

(1) 申請時期

本学での修学が確定した場合、修学前若しくはそれ以降、学期途中であっても合理的配慮の申請を行うことができる。また、休学中の場合においても、次学期の合理的配慮の申請を行うことができる。

なお、障がい等の状況が変化し、求める配慮が変化した場合も随時合理的配慮の変更申請を行うことができる。

(2) 申請方法

合理的配慮を希望する学生（以下「申請者」という。）は、合理的配慮の申請に必要な書類を、担任に提出する。

(3) 申請時の必要書類

申請者は、次の書類①及び②を提出する。②については、(ア)もしくは(イ)を提出する。

①合理的配慮申請書

②根拠資料

(ア) 行政機関が発行した障がい者手帳

(イ) 医療機関の診断書または専門機関の証明書（1カ月以内に発行されものに限る）

次の事項が付記されているものとする。

(i) 病名・症状

(ii) 必要とする具体的配慮事項

(iii) 配慮期間

(4) 合理的配慮の判断

次の手順に従い、本学として合理的配慮の必要性を判断して合理的配慮を提供する。

①申請者→②担任→③各学部の主任・学部長→④合理的配慮検討会

①申請者は、申請書類を担任に提出する。

②担任は、申請者から置かれている状況や要望を十分に聞き取る。場合によっては、学生相談室の相談員にも助言や協力を求めることができる。

③各学部の主任・学部長は、担任を交えて協議を行い、学部関係者が一律に同等の配慮を提供できる事項については、この時点で合理的配慮の必要性を判断することができる。合理的配慮を提供できる場合、学部長が文面にて関係

各位に合理的配慮事項を示し、担任から申請者に合理的配慮事項を説明する。

- ④合理的配慮検討会では、各学部長の要請に応じて合理的配慮の必要性を判断する。場合によっては、学生相談室の相談員にも助言や協力を求めることができる。通知方法は、③に準ずる。

④合理的配慮の提供期間

合理的配慮の提供期間は、申請のあった学期内とする。前学期から継続して合理的配慮を受けようとする障がい学生は、継続の手続きを行うものとする。

なお、障がい等の状況の変化により、障がい学生が合理的配慮の継続を希望しない場合、合理的配慮の継続を取りやめることができる。

⑤合理的配慮の提供範囲

本学では、次の4つの場面で、次のような支援を行う。

(1) 修学支援

教室の座席位置の配慮、学習を手助けする機器の使用、配布資料の工夫、録音および板書の撮影許可、オンラインによる受講、定期試験における実施時間の延長等

現行では難しい支援 (対応適用外となる支援)

補助職員による授業補助、講義室の補助機の設置

(2) 定期試験における支援

拡大鏡等の持参使用、試験時間の延長、別室受験、座席位置の配慮 等

(3) 進路・就職支援

障がい学生向け求人紹介、履歴書添削や面接練習の個別指導 等

(4) 学生生活における支援

学生相談室の相談員による継続的カウンセリング、医療機関との連携、健康診断時の受診順序の配慮 等

現行では難しい支援 (対応適用外となる支援)

自動ドアへの変更、多目的トイレ等の施設の増設、送迎・移動補助、介助職員による見守り、健康診断の別日程設定 等

⑥支援体制

障がい学生が所属する学部は、合理的配慮を含む修学支援の主たる責任を持つものとする。各学部は、障がい学生の修学支援に関わる関係部署（入試広報部、キャリアセンター、学生相談室、その他の関係事務組織等）と相互に連携及び協力するものとする。

合理的配慮検討会は、学部調整会参加者が開催し、合理的配慮の必要性を判断すると共に、関係部署間の連携及び協力を円滑かつ適切に行うため、関係部署間の調整を行うものとする。

⑦相談窓口

修学上の合理的配慮の提供に関する本学の相談窓口は担任とし、合理的配慮を希望する学生等からの合理的配慮の相談・申請手続及び教職員との相談・調整業務を行う。なお、修学前は、入試広報部員がこの任に当たるとする。

⑧情報の共有

合理的配慮に関する情報は適切に取り扱うものとし、情報の共有をしないことによる障がい学生等の不利益が生じないように、障がい学生等の了承を得た上で、関係者・部署間において情報の共有・活用を行うものとする。